

総務文教常任委員会記録

令和5年12月1日

【開催日】 令和5年12月1日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時30分～午前11時42分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局 長	河口 修司	議事係 長	山田 寿実子
-------	-------	-------	--------

【審査内容】

- 1 議案第85号 山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第86号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について
- 3 議案第87号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について

午前11時30分 開会

伊場勇委員長 皆様お疲れさまです。ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容については、記載のとおりになっております議案第85号、議案第86号、議案第87号の指定管理者の指定についてでございます。このたびの指定管理については、5年間の指定管理を審査する重要な案件だと認識しておりますし、委員からも資料についていろいろ問合せを受けているところです。この議案についての資料としてど

のようなものが必要なのかを皆さんで確認して、資料請求をしていくべきだと考えますので、このたび委員会を開かせていただきました。それでは、この指定管理についての資料で必要なものについて、委員からの意見を求めます。

森山喜久副委員長 このたび議案第 8 5 号、議案第 8 6 号、議案第 8 7 号の指定管理者の指定が審査対象になっています。当該施設については市民サービスに欠かせない施設です。5 年間という長期の指定管理者の指定であり、しっかりと審査をしなければならないと考えています。前回の平成 3 0 年 1 2 月に出した資料についても、きららガラス未来館の指定管理者の指定について、全部で 1 5 0 ページの資料を出していただきました。これを参考にするならば、審査に必要な資料として、選定において使用した選定委員会審査集計表、審査基準表、募集要項、仕様書提案書類等また、その評価した評価表、比較増減理由表等、また、委員会の議事録を審査資料として請求することを提案します。なお、提案書、議事録等においては、指定管理者の選定に参加した民間企業が、公にしてほしくない情報があるならば、民間企業に問い合わせるなどして、御配慮いただきますようお願いいたします。以上です。

伊場勇委員長 必要とする資料について、今、細かく御提案がございました。そのほか御意見がありますか。

白井健一郎委員 議案第 8 5 号市民活動センターの指定管理者の指定について、候補がアクティオ株式会社だと思うんですけども、これはたしか去年、民生福祉常任委員会でサッカー場についての審査をして可決したわけです。サッカー場の経営と市民活動センターは、やはり役割も違いますし、対象も違うわけですから、その比較が分かるような形で——と申しますのも、サッカー場の場合は、レノファ・アクティオ共同体だったので、正確には違うんですけども、同じ会社が関わっているということで、その辺をどう考えていたのかと。要するにサッカー場と、市民活動セン

ターの違いですよね。同じようにやられたら困るんじゃないかというのが私の懸念なので、その辺が分かる資料を出してもらえるとありがたいです。

伊場勇委員長 もちろん、レノファ・アクティオ共同体ではなくて、このアクティオ株式会社として選定されているわけですがけれども、白井委員おっしゃるとおり、どのように提案書が出され、どのような形で、選定委員会が開かれたのか、このたびは議事録についても、できる限りのものを執行部から出していただこうと考えております。もちろん森山副委員長が提案の中でありましたが、民間が公にしてほしくない、例えば、自社しかやっていない企業秘密の部分とかは、公にすることが難しいと思いますので、その辺を執行部にお伝えしながら、審査に必要な資料を用意しようと思っています。

岡山明委員 今、白井委員からもお話があったんですけど、今回、議案第85号、議案第86号、議案第87号と三つ議案が出ていますよね。そこで指定管理者を指定するという内容で、この3業者が今までも継続していたかどうか。前回からの継続なら私は問題ないと思うんです。新しい企業を指定管理者にするのは、実績はどうなんだと。指定管理者は変わっても、その下の従業員の体制は今までとなんら変わらないという形がしっかり保障されるという話もしていただければ、私はもう安心して指定管理を任せられると思います。3議案に対して、指定管理者だけ変わって後の人は変わらないと、それだけ確認していただきたいと思います。

伊場勇委員長 岡山委員が御心配されることは私も同感ですし、その継続性というところだと思います。その辺は委員会でしっかり審査していかなければならないと思いますし、要求する資料についても、その辺がしっかり載っているものだと私は認識しておりますので、委員会でしっかり審査していこうと考えております。

笹木慶之委員 原則的な考え方をただしていただきたいと思うんですが、指定管理者としての元々の指定管理業務で、指定業務の目的がやっぱり一番重要な案件だと思います。したがって、主観的な要素ではなく、客観的な要素でもって、正確な判断をしてほしいと思います。以上です。

大井淳一郎委員 これまでに出していただいた資料を見ますと、笹木委員の言われるように、客観的な評価項目に従って何点付いたとか、どういう基準でやられていたということは明確になるので、そういう資料は出していただきたいです。よく、どういった点でこの指定管理者が選ばれたのか、引き続き選定したことになるかということについては、今、伊場委員長が言われましたように、会議録等を出してもらうことで透明性が図れるかなと考えております。ただ、森山副委員長が言われるように、秘密事項に当たる部分については、それは執行部サイドの判断の下、配慮してもらった上で出してもらえば、委員会としても慎重な審査ができるのではないかと考えます。以上です。

松尾数則委員 今、大井委員が言われたように、点数とかそういった内容で決めるわけではなくて、よく精査して、何でここなのかっていうのをきちんとした形で出してほしいと思っています。

大井淳一郎委員 議事録を見て分かるところもあるんですが、先ほど白井委員が言われました、アクティオ株式会社がどれぐらいの実績を持っているかというのは、別途資料にしてもらって出していただくと私たちも分かりやすいと考えております。

伊場勇委員長 それでは意見が出たというところで、このたびの指定管理者の指定について、森山副委員長が提案したとおり、資料を請求していくという形で皆さん、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで資料請求します。事務局は手続をお願いします。

大井淳一郎委員 今、議案第 85 号について話されましたが、これは議案第 86 号、議案第 87 号、三つ合わせてという理解でよろしいですね。

伊場勇委員長 三つについてです。それでは、そのほか何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 42 分 散会

令和 5 年（2023 年）12 月 1 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇